

**「市民生活応援 デジタル地域ポイント給付事業」
京都ポイント（きょうぼ）給付に向けた取組について**

京都市では、継続する物価高に対する市民生活の応援や地域経済の活性化のため、国の「重点支援地方交付金」を活用し、スマートフォン等の専用アプリケーションを用いて、市民1人につき5,000円相当分の「京都ポイント（きょうぼ）」（京都市デジタル地域ポイント）の給付を予定しています。

今回、「京都ポイント（きょうぼ）」給付にかかる取組内容について、御報告いたします。

1 京都ポイント（きょうぼ）の給付について

(1) 給付対象者

給付・ポイント利用期間中において、給付申請時点で京都市に住民登録がある者

(2) 給付・ポイント利用期間

令和8年8月1日（土）～令和9年2月28日（日）

(3) 給付方法

令和8年8月1日（土）からスマートフォン等の専用アプリケーションを用いて、マイナンバーカードによる本人認証（給付申請）を行った給付対象者1人につき、5,000円相当分のポイントを給付（登録された市内の店舗で利用可能）。

(4) スマートフォン等をお持ちでない方などへの対応

- ・ 京都ポイント（きょうぼ）の給付開始に合わせ、区役所・支所や商業施設等に支援窓口を設置
 - ・ 家族等のスマートフォン等で、まとめて京都ポイント（きょうぼ）の受取が可能
 - ・ 京都ポイント（きょうぼ）に代えて、支援窓口で5,000円相当の日用品・食料品等のお申込みを受け付ける予定
- ※ 申込みには、申請状況等の確認のためにマイナンバーカードによる本人確認が必要

(5) 留意事項

- ・ 京都ポイント（きょうぼ）の給付申請には、マイナンバーカードと4桁の暗証番号（利用者証明用電子証明書の暗証番号）が必要

2 参加店舗募集について

本事業へ参加いただく店舗（京都ポイント（きょうぽ）の利用が可能となる店舗）の募集を開始

(1) 参加申込方法

特設サイトの申込フォームから受付（郵送及びFAXでも受付）

(2) 申込受付開始日

令和8年5月1日（金）

(3) 参加店舗の要件

- ・ 京都市内に店舗が所在していること。
- ・ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号及び第5号に定める営業並びに同条第5項に該当する店舗でないこと。

(4) 対象外となる物品・サービス

京都ポイント（きょうぽ）は、来店を伴わない商品の購入や、不動産や金融商品、商品券、プリペイドカード等の購入不可

3 特設サイトの開設について

(1) サイト概要

本事業の概要や参加店舗向けの申込フォーム等、本事業に関する情報を総合的に発信する特設サイトを開設

今後、利用者向けの専用アプリケーションに関する案内やポイントの受取・利用方法、ポイント利用可能店舗の情報等についても順次追加予定

(2) 開設日

令和8年5月1日（金）

(3) 特設サイトURL

<https://kyopo.city.kyoto.lg.jp>

4 コールセンター等について

(1) デジタル地域ポイントに関するお問合せ（主に市民向け）

市民生活応援デジタル地域ポイントコールセンター：050-2030-3370

<相談時間>

4月30日（木）まで：午前9時～午後5時（土・日・祝休日除く）

5月1日（金）以降：平日 午前9時～午後7時

土・日・祝休日 午前10時～午後6時（年末年始除く）

(2) 参加店舗の登録に関するお問合せ（5月1日（金）以降／主に事業者向け）

京都ポイント（きょうぽ）参加店舗事務局：0570-036-352

<相談時間>

平日 午前9時～午後7時

土・日・祝休日 午前10時～午後6時（年末年始除く）

(3) マイナンバーカードの取得に関するお問合せ

京都市マイナンバーカードセンター：075-746-6855

<開庁時間>

月・水曜日：午前9時～午後7時

そ の 他：午前9時～午後5時（祝休日・年末年始等除く）